

2010年8月26日

集団的消費者被害救済制度の早期創設を求めるアピール

適格消費者団体
消費者機構日本
理事長 芳賀唯史

<はじめに>

消費者被害の件数は依然として高水準であり、被害実態は複雑化し多様化しています。これらの消費者被害の救済と拡大防止の為に、被害者や消費者団体が訴訟当事者となって被害救済を実現する諸制度や、行政庁が悪質な事業者の資産保全や不当収益のはく奪等を実施する諸制度の、早急な整備が求められています。

2009年5月の消費者庁・消費者委員会設置法案の成立に際し、附則第6項で、法施行後三年を目途に、「多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剥奪し、被害者を救済する為の制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」が明記されました。

<集団的消費者被害救済制度研究会の検討>

これを受けて、2009年11月に、消費者庁の集団的消費者被害救済制度研究会が発足し、被害者救済と不当収益はく奪の両面からの制度検討が行なわれました。消費者機構日本もこの研究会にオブザーバーとして参加しました。

8月26日の最終回の研究会では、研究会報告書（案）が提案、確認されました。この報告書の内容は、今後の制度設計についての方向性を提示するものとなっています。

この研究会報告書では、「より多数の消費者の救済となり効率的な訴訟運営が可能な制度として、新たな集合訴訟制度を検討すべきである」、また「集合訴訟制度の創設によってもなお、民事訴訟での被害回復が困難な類型について、行政による経済的不利益賦課制度及び保全制度としてどのようなものが必要か検討すべきである」という、今後の制度創設の方向が明示されました。

また、集合訴訟制度について、A案らD案までの4つの手続モデル案が提示されました。モデル案では、被害者への通知・公告に基づく、被害者からの訴訟参加に対する除外の申出を基礎としたオプト・アウト型の制度（C案）、1段階目で被害回復の対象消費者の範囲を特定し責任原因を確認する判決を行い2段階目で対象消費者の債権確定を行なうという二段階型の制度（A案）、二段階型だが1段階目がオプト・アウト型の制度（B案）等、これまでの法制度にはない新しい制度の検討が提案されています。

更に、まとめの部分で、集合訴訟制度の詳細検討にあたって、「この際、手続

追行主体について適格消費者団体を想定するのであれば、適格消費者団体の飛躍的な発展が必要であり、消費者庁においても適格消費者団体が全国的に設立されるよう支援することや、訴訟追行に必要な資金の確保、情報面における支援など、環境整備を図る事が必要であり、集合訴訟制度の詳細の検討と並行して別途検討が行われるべきである」として、適格消費者団体への行政支援の抜本的強化の検討が明記されました。

消費者機構日本は、集团的消費者被害救済制度研究会が、学識者と専門家による真摯な検討を進め、消費者被害の救済と防止に向けて、4つの手続モデル案に示されたような、従来の民事訴訟の枠組みを大きく越えた新たな集合訴訟制度の創設の検討と、行政による経済的不利益賦課制度及び保全制度の検討の方向を提示した事と、制度の担い手として想定される適格消費者団体への、行政支援の抜本的強化の方向を示した事を、大きな前進として受け止めています。

＜新しい制度の早期創設を＞

今後は、それぞれの制度について、消費者庁または消費者委員会に新たな検討の場を設けて、制度の具体化が進められることとなります。

消費者機構日本は、これらの検討が速やかに行なわれ、新しい制度が早期に創設される事を求めます。

とりわけ、集合訴訟の新たな制度の具体化にあたって、消費者庁と消費者委員会に、以下の点を強く求めます。

- ①消費者委員会等での検討を速やかに実施し、集团的消費者被害救済に実効のある集合訴訟制度を、2012年通常国会に法案上程できるよう、準備を進める事を求めます。
- ②多数消費者被害の救済に有効な制度として、新たな集合訴訟制度へのオプト・アウト型（C案）と二段階型（A案）の導入実現を求めます。
- ③適格消費者団体が、訴訟追行主体として、積極的な役割発揮出来る制度を求めます。
- ④適格消費者団体が、制度の担い手として持続的に活動出来るよう、財政基盤や体制の充実強化にむけた、行政の積極的支援を求めます。
- ⑤制度を有効に機能させる為に、事業者に対する証拠開示制度の充実と、消費者相談機関による情報提供支援の強化を求めます。

以上

本件に関する連絡、問合せ先

特定非営利活動法人 消費者機構日本

(担当 川村・磯辺)

電話 03-5212-3066 fax 03-5216-6077

e-mail kawamura@coj.gr.jp